

【遺言公正証書記載例】

平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

自営業

遺言者

公正一夫

昭和〇〇年〇月〇〇日生

右は印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

〇〇市××区〇〇町〇丁目〇〇番地

会社員

証人

○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇月〇〇日生

〇〇市△△区〇〇町〇丁目〇〇番地

会社員

証人

○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇月〇〇日生

本公証人は、遺言者公正一夫の囁託により、証人〇〇〇〇、証人〇〇〇〇の立会をもって、次のとおり遺言の趣旨の口授を筆記し、この証書を作成する。

第一条

遺言者は左記の財産を遺言者の妻公正花子(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「妻花子」という)に相続させる。

記

1 土地

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号
宅地 △△平方メートル

2 建物

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇号所在
家屋番号 〇〇〇〇号
木造瓦葺二階建居宅
床面積 一階 △△平方メートル
二階 △△平方メートル

第二条

遺言者は遺言者の長男公正一郎(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「長男一郎」という)及び遺言者の二男公正二郎(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「二男二郎」という)に、現金及び預貯金を、それぞれ500万円あて相続させる。

第三条

遺言者は遺言者の長女公正月子(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「長女月子」という)に現金300万円を相続させる。

第四条

遺言者は第一条ないし第三条に記載した以外の遺言者の一切の財産を妻花子に相続させる。

第五条

妻花子が遺言者より先、または同時に死亡したときは、第一条及び第四条の財産は長男一郎及び二男二郎に各二分の一の割合で相続させる。

第六条

遺言者はこの遺言の遺言執行者に妻花子（前条の場合は長男一郎）を指定し、遺言執行者に対し、遺言者名義の預貯金の名義変更、払戻、解約など、この遺言の執行に必要な一切の権限を授与する。遺言執行者はその権限を弁護士、税理士、司法書士、行政書士に委任することができる。

上記のとおり遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、署名押印した。

公正一夫印

○○○○印

○○○○印

この証書は、平成〇〇年〇月〇〇日、本公証人が〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号の本公証人役場において民法第九六九条第一号ないし第四号所定の方式に従って作成し、同条第五号に基づいて次に署名する。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号

〇〇法務局所属

公証人

○○○○印